特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	障害者福祉関係事務 基本項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

須坂市は、障害者福祉関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

須坂市長

公表日

令和7年4月1日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイ	イルを取り扱う事務				
①事務の名称	障害者福祉関係事務				
②事務の概要	・児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、身体・知的発達・精神に障害を持つ人に対して自立を支援するため、障害者福祉事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、各法律及び行政手続きにおける特定個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において、収集および提供を行っている。				
③システムの名称	1. 呼音有価性ングナム 2. 中間サーバ 3. 団体内統合宛名システル				
2. 特定個人情報ファイ					
呼音句日立又振和刊情報 障害児通所給付情報 良体暗宝老手帳情報ファン					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	1. 11 以子がにおける存足の個人で識別するための番与の利用寺に関する本件(番与本八十級20年3月31日法律第27号) ・別素第一の8 11 12 14 34 及び84の項				
4. 情報提供ネットワー	-クシステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	・ACMACA TO (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14、15、20、37、75、144、145、146				
5. 評価実施機関にお	ける担当部署				
①部署	健康福祉部 福祉課				
②所属長の役職名	福祉課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開	示-訂正-利用停止請求				
請求先	¹ 〒382-8511 長野県須坂市大字須坂1528番地の1 電話来具(026)−245−1400 内線3115				
8. 特定個人情報ファイ	イルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	 				
9. 規則第9条第2項の					
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			17年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	17年4月1日 時点				
3. 重大事故							
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書 布機関については、それ] ぞれ重点項目評	3) 基礎項	目評価書 目評価書及び 目評価書及び	重点項目評価書 全項目評価書 ⁷ 対策の詳細が記載	
されている。						
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供ネットワーク	システムを通じ	た入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	3]	2) 十分で	を入れている		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	5]	2) 十分でる	を入れている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	3]	2) 十分でる	を入れている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[0]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[1	2) 十分で	を入れている		
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネット	トワークシステム	を通じた提供を除く。)	Ε]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	3]	2) 十分でる	を入れている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入事	€) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	3]	2) 十分でる 3) 課題が	を入れている ある 残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	5]	2) 十分でる	を入れている		

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
判断の根拠	複数人での確認や上長によ	くる最終確認など	、複数回にわたって確認を行うようにしている。		

9. 監査				
実施の有無	[O] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	È項目評価又は重点項目評価を実施す	る
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって4) 委託先における不正な5) 不正な提供・移転が行6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリスな使用等のリスクへの対策 けれるリスクへの対策 システムを通じて目的が システムを通じて不正が	対策 〔後託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を® 外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策]
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	次の事務取扱者等への教育研修を行っている。 ・事務取扱者への研修 ・特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務 に従事する職員への研修 ・保護者の研修			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月1日	表紙 評価実施機関	長野県須坂市長	須坂市長	事後	見直しによる標記の統一
令和3年3月1日	5②所属長の役職名	福祉課長 青木浩一	福祉課長	事後	見直しによる標記の統一
令和3年3月1日	Ⅱ 1.2 いつの時点の計数か	2019/4/1	2021/3/1	事後	公表日の計数
令和3年3月1日	I.2特定個人情報ファイル名		「療育手帳情報ファイル」を追加	事後	情報ファイル名の追加
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによ	(情報提供) 1. 行政手続における特定の個人を識別するた	(情報提供) 1. 行政手続における特定の個人を識別するた	事後	法改正に伴う変更のため
	1③システムの名称	Reams.NET	1. 障害者福祉システム 2. 中間サーバ	事後	見直しによる表記の統一
令和4年4月1日	Vリスク対策 8. 監査	[〇]自己点検	[O]自己点検 [O]内部監査	事後	内部監査実施に伴う変更
令和4年4月1日	1 1. 对家人数	2021/3/1	2022/4/1	事後	公表日の計数
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2021/3/1	2022/4/1	事後	公表日の計数
令和5年1月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによ		公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規	事前	公金受取口座登録制度の運 用開始に伴う追加
令和5年1月4日	T関連情報	⑤障害福祉サービス等の措置に関する事務	⑤ 障害福祉サービス等の措置に関する事務 ⑥ サービス検索・電子申請機能での書類の受	事前	サービス検索・電子申請機能 運用開始に伴う変更
令和5年1月4日	T 閉:車/基報	3. 団体内統合宛名システム	3. 団体内統合宛名システム 4. サービス検索・電子申請機能	事前	サービス検索・電子申請機能 運用開始に伴う変更
令和5年2月17日	Ⅱ しきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	R3年5月事故発生に伴う変更
令和5年2月18日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	見直しに伴う修正
令和5年4月1日	1 1. 对家人数	2022/4/1	2023/4/1	事前	公表日の計数
令和5年4月1日	11 1 31/值到账值日	2022/4/1	2023/4/1	事前	公表日の計数
令和5年5月8日	I関連情報	サービス検索・電子申請機能での書類の受領 及びマイナポータルのお知らせ機能での通知	サービス検索・電子申請機能での書類の受領 (申請管理システムによる基幹システムへの取	事後	申請管理システムの導入に伴う見直し
令和5年5月8日	T 関連情報	4. サービス検索・電子申請機能	4. サービス検索・電子申請機能 5. 申請管理システム	事後	申請管理システムの導入に伴 う見直し
令和6年5月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数	2023/4/1	2024/4/1	事前	公表日の計数
令和6年5月1日	〒 多い値判断項目	2023/4/1	2024/4/1	事前	公表日の計数